

介護保険のサービスを利用するまでの主な流れ

要介護認定申請をする
市町村役場窓口で申請する

市町村職員等による訪問調査を受ける
本人の心身の状況や日常生活の様子を調査
※本人やご家族から、日常の様子をしっかりと伝えましょう

市町村から認定結果通知が届く

非該当

要支援1・2

要介護1～5

(介護予防)ケアプランを作成する
※ご本人またはご家族が作成することも可能です。

【要支援1・2の場合】

地域包括支援センターが
介護予防ケアプランを
作成

【要介護1～5の場合】

ケアマネジャーが
ケアプランを作成

介護予防・生活支援
サービス事業を
利用できる場合が
あります。
詳しくは、地域包括
支援センターへ
お問合せください。

介護保険のサービスを利用する
※サービス利用には費用がかかります。

- 居宅(訪問・通所)サービス：
ご自宅に住みながら利用
- 施設入所や居住系サービス：
ご自宅とは別の場所で生活

介護保険の申請の手続きについては
市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。